福島県中小企業等株式上場支援補助金

令和6年度募集要領

令和6年度福島県中小企業等株式上場支援補助金募集要領

1 趣旨

県では、大学生等の地元就職や、UIJターン就職の受け皿となる魅力ある県内企業を増やすことを目的として、株式上場を目指す県内の企業に対し、上場申請に向けた必要経費を支援する「福島県中小企業等株式上場支援補助金」を実施します。

2 補助対象者

県内に本店又は本社を置く者であって、株式上場後も、引き続き県内に本店又は本社を置く者。

- ※ 県税に未納がある者は対象となりません。
- ※ 暴力団等と関係を有する者は対象となりません。
- ※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業をしている 者は対象となりません。

3 補助対象事業及び補助対象経費

(1)補助対象事業

補助金交付申請年度における上場に向けた準備で、監査法人、公認会計士、証券会社、 株式事務代行機関、IR コンサルティング会社又はコンサルティング会社等との契約締 結に基づくもの。

※ 本要綱と同様の趣旨で交付される国、県その他公共団体の補助金等を受けてい ないもの。

(2)補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助事業の実施に直接必要となる次の経費とします。

- ・監査法人又は公認会計士に対して支払う経費(ショートレビューの実施、各種改善に 関する助言、会計監査)。
- 証券会社に対して支払う経費(改善提案、引受審査)。
- ・株式事務代行機関、IR コンサルティング会社又はコンサルティング会社等に対して 支払う経費(株式事務の代行、企業情報の発信、各種改善に関する助言等)。
- ・その他知事が必要と認める経費。
 - ※ 消費税及び地方消費税は補助対象となりません。

4 補助金の額及び補助率

補助対象経費の2分の1以内(ただし、補助限度額500万円かつ予算の範囲内)

※ 予算の上限に達した場合には、補助金の額を調整することがあります。

5 採択予定件数

予算の範囲内での採択となります。

6 補助対象期間

交付決定のあった日から令和7年3月31日まで

※ 交付決定前に締結した契約は補助対象になりません。

7 申請方法等

(1) スケジュール(予定)

口	申請締切	採択·不採択通知	事業実施
1 次	令和6年5月31日	令和6年6月中旬	交付決定から令和7年
2次	令和6年7月31日	令和6年8月中旬	3月31日の間に実施
3次	令和6年9月30日	令和6年10月中旬	

※早期に募集を終了する場合があります。

(2)提出書類

- 一 補助金交付申請書(第1号様式)
- 二 補助事業計画書(第2号様式)
- 三 納税証明書(県税に未納がないことを証明するもの)
- 四 履歴事項全部証明書及び定款
- 五 直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書並びに税務申告 書
- 六 補助対象経費に係る見積書
- 七 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書及び役員一覧
- 八 会社概要等(県内における事業所、従業員数及び本社機能について説明する資料を 含む)
- 九 上場に関する計画書
 - ※ 各提出書類とも2部(正本1部、副本1部)提出してください。
 - ※ サイズはすべてA4版としてください。
 - ※ 提出書類の様式は福島県商工総務課のホームページからダウンロードできます。
- 十 「パートナーシップ構築宣言」の写し(提出は任意)
 - ※「パートナーシップ構築宣言」を宣言し、公表した企業に対して加点措置を実施 します。

(3) その他

申請に係る経費は、全て申請者の負担となります。

なお、提出された申請書等は返却しません。

8 審査

書面審査により、対象要件の確認を行った後、審査会による審査を行います。審査会では①県として支援することが適切か、②上場に向けた支援を確実に行える監査法人、公認会計士、証券会社、株式事務代行機関、IR コンサルティング会社又はコンサルティング会社等と連携しているか、③上場に向けた準備は適切か、④上場しようとする市場は適切か、⑤県内産業へどのような貢献をしているか、していくのか(パートナーシップ構築宣言等)ーとの観点から総合的な審査を行います。

審査結果は書面にて通知しますが、採否の理由についてはお答えできません。

9 その他

補助事業の内容について、企業名、補助金額及び成果等を公表します。

10 問い合わせ先及び申請書等の提出先

T960-8670

福島県福島市杉妻町2-16

福島県庁西庁舎12階 商工労働部 商工総務課(担当:油座)

電話:024-521-7270

電子メール: syokosomu@pref. fukushima. lg. jp